

反社会的勢力に対する基本方針

当事務所は、法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に則り、以下のとおり反社会的勢力排除に関する基本指針を定め、反社会的勢力の排除に取り組みます。

1、 組織としての対応

当事務所は、反社会勢力排除について組織として取り組むべく、事務所規則等に明文の根拠を設けるよう努め、担当者や担当部署に任せるのではなく、代表者等の経営トップ以下、組織全体として対応いたします。

2、 外部専門機関との連携

当事務所は、反社会勢力による、不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するよう努めます。

3、 取引を含めた一切の遮断関係

当事務所は、反社会勢力とは、取引関係を含めて、意図的に関係を持ちません。また、反社会勢力による不当要求は一切拒絶し、反社会勢力による反社会勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

4、 有事における民事と刑事の法的対応

当事務所は、反社会勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両方から法的な対応を行い、対応いたします。

5、 裏取引や資金提供の禁止

当事務所は、反社会勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会勢力への資金提供は、絶対に行いません。

東真海事事務所
代表 真子 敏美